

(表)

立入調査員証		第 号
所属		
氏名		
生年月日	年 月 日生	
豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例第22条の規定による証明書		
		年 月 日
	豊中市長	印

(裏)

この証明書を携帯する者は、豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例に基づく立入調査をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、飲料又は食料の自動販売機が設置されている土地又は建物、空き地その他必要と認める場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。